

### 感染症による出席停止について

学校保健安全法にもとづく感染症に罹患した場合は出席停止となりますので、主治医の指示のもと、御家庭で別紙の感染症報告書を御記入いただき、必要書類を添付の上、御提出ください。

※インフルエンザの場合は、保護者の方で感染症報告書を御記入の上、インフルエンザとわかる薬の説明書のコピーを添付してください。

※インフルエンザ以外の場合は、医師の証明が必要となりますので、感染症報告書を医療機関にて記入していただくか、または、別に医師の証明書を添付して提出してください。

※新型コロナウイルス感染症において、濃厚接触者の場合や疑いのある場合も出席停止となります。この場合、医師の証明書等は必要ありません。保護者の方で感染症報告書を御記入ください。  
※感染症報告書は本校ホームページからもダウンロードできます。

### 学校において予防すべき感染症

◎新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」として定められていますので、第一種の学校感染症となります。

|     |  |   |  |
|-----|--|---|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）、感染症予防法に規定する新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症 | 治癒するまで                                      |  |
| 第二種 | <b>インフルエンザ</b><br>(特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザを除く)  | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで               | ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない   |
|     | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |  |
|     | 麻疹（はしか）  | 解熱した後3日を経過するまで                              |  |
|     | 流行性耳下腺（おたふくかぜ）   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |  |
|     | 風しん  | 発しんが消失するまで                                  |  |
|     | 水痘（みずぼうそう）   | すべての発しんが痂皮化するまで                             |  |
|     | 咽頭結膜熱  | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                         |  |
|     | 結核・髄膜炎菌性髄膜炎  | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで           |  |
| 第三種 | コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎  | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで           | 学校で通常みられないような <u>重大な流行が起きた場合に、感染拡大を防ぐために必要があるときに限り</u> 、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる |
|     | その他の感染症<br>(感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑・RSウイルス感染症・EBウイルス感染症など)  | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで           |  |

